行為区画に入場しようとした時にこの項に規定する方法により本人確認をした場合を除く。）は、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該個人番号カードに記載され又は表示された事項を確認するとともに、当該入場者から当該事項が最新のものであること及び署名用電子証明書の送信をすることができない理由の申告を受ける方法並びに次条第一項第一号に規定する方法とする。

5　法第七十条第一項の規定により本邦内に住居を有しない外国人又は本邦内に住居を有する外国人（中長期在留者等を除く。）から旅券等の提示を受ける場合において、当該旅券等が入管法第二条第五号ロに規定する地域に係るものであるときは、これらの外国人について法第七十条第一項の規定により確認及び記録すべき本人特定事項のうち国籍については、当該地域とする。

6　法第七十条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該入場者から提示を受ける次のイ及びロに掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　個人番号カード　次に掲げる事項

(1)　第二項第一号イ、第三項又は第四項のいずれの方法で本人確認を行ったかの別

(2)　第四項の規定による申告があったときは、当該申告の内容

ロ　旅券等　次に掲げる事項

(1)　当該旅券等の種類

(2)　当該旅券等に記載された記号番号その他の当該旅券等を特定するに足りる事項

(3)　第二項第一号ロの規定による申告があったときは、当該申告の内容

二　第二項第二号の規定による誓約の内容

三　本人確認に係る業務に従事した従業者の氏名及び役職名

四　法第七十条第一項の記録を作成した従業者の氏名及び役職名

7　法第七十条第一項の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。

8　第四十二条第三項の規定は、法第七十条第一項の記録について準用する。（入場等回数制限対象者該当性についての照会等）

第五十二条　法第七十条第二項のカジノ管理委員会規則で定める方法は、入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該入場者から提示を受ける次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　個人番号カード　当該入場者に当該個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書をカジノ管理委員会に対して送信させる方法

二　旅券又は乗員手帳　当該入場者の国籍等、当該入場者から提示を受けた旅券又は乗員手帳の別及び当該旅券又は乗員手帳の番号をカジノ管理委員会に対して送信する方法

2　法第七十条第二項の照会は、カジノ事業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてカジノ管理委員会の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

3　法第七十条第二項の照会を受けたカジノ管理委員会は、次に掲げる事項について回答するものとする。

一　照会に係る入場者の入場等回数制限対象者該当性

二　照会に係る入場者が法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者（以下この号並びに第五十四条第一項第二号ロ及び第八号において「入場等回数制限対象者」という。）に該当しない場合に、当該入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時をカジノ事業者が把握するために必要な情報

4　法第七十条第二項の回答は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて同項の照会を行ったカジノ事業者の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

（入退場時の報告）

第五十三条　法第七十条第三項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入場者の本人特定事項（写真を除く。）

二　入場者がカジノ行為区画に入場し、又はカジノ行為区画から退場した日時

2　法第七十条第三項の報告は、カジノ事業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてカジノ管理委員会の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

（入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のための措置）

第五十四条　法第七十一条の規定によりカジノ事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

一　入場禁止対象者を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。

二　次に掲げる事項に関する情報及び資料の収集及び整理をし、入場禁止対象者の発見に活用すること。

イ　暴力団員等の本人特定事項その他の暴力団員等の識別に資する事項

ロ　入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時に関する事項

三　業務又は公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する者をカジノ事業者において識別できるようにするとともに、その入場又は滞在に係る記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

四　入場禁止対象者を発見した場合には、直ちに、当該入場禁止対象者をカジノ施設から退去させること。

五　前号に掲げる措置を講じた場合には、当該措置によりカジノ施設から退去させた入場禁止対象者の本人特定事項及び当該入場禁止対象者をカジノ施設に入場させてから退去させるまでの経緯について記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

六　第三号及び前号の規定により作成した記録について、保存すべき期間中における当該記録の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

七　暴力団員等によるカジノ施設の利用を防止するため、平素から都道府県警察と密接に連絡すること。

八　入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時を記載したものを当該入場者に対して交付するなど、当該入場者が当該日時を常時確認できるようにすること。

2　カジノ事業者は、前項第一号に掲げる措置を講ずるに当たっては、先進的な技術の開発の状況を踏まえつつ、その導入に努めなければならない。

（入場規制等に係る規定の遵守のための措置）

第五十五条　法第七十二条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　法第七十二条第二項前段の規定による届出を行うカジノ事業者は、届出書に、行為準則及び参考となるべき事項を記載した書類を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

3　法第七十二条第二項後段の規定による届出を行うカジノ事業者は、届出書に、変更後の行為準則及び参考となるべき事項を記載した書類並びに変更の内容を記載した書類を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。